

## 2021年度 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム設置要綱（案）

### （設置）

第1条 2020年4月28日に施行された「著作権法の一部を改正する法律」（平成30年法律第30号。

）による授業目的公衆送信補償金（以下、「補償金」という。）制度の円滑な運用のため、「文化審議会著作権分科会報告書（平成29年4月）」を踏まえ、権利者と教育関係者は、「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」（以下「本フォーラム」という。）を、2020年度に引き続き設置する。

### （本フォーラムの目的）

第2条 本フォーラムは、著作権制度の普及啓発、改正著作権法第35条運用指針（令和3年度版）の改訂、教育のニーズにあったライセンス、補償金制度の在り方、その他検討が必要な事項について、情報交換や意見交換を通じて、それらに関する共通認識を形成し、著作権に係る研修・普及啓発の促進等や教育現場におけるICT活用教育の推進と著作物の利用促進に資することを目的とする。

### （委員の構成等）

第3条 本フォーラムは、教育関係団体（補償金の支払い義務を有する教育機関の設置者団体を中心）を代表する者又はその推薦を受けた者（以下「教育関係委員」という。）、権利者団体（補償金を受ける権利を有する者によって構成されている団体を中心）を代表する者又はその推薦を受けた者（以下「権利者委員」という。）、及び著作権法又は教育に関する専門的知見を有する有識者（以下「有識者委員」という。）の委員により構成する。

2 2021年度の委員は別紙のとおりとする。なお、年度内に委員の変更が生じた場合は本フォーラムに報告のうえ更新する。

3 教育関係委員と権利者委員が概ね同数となるようにする。

4 委員の任期は、2021年度に本フォーラムが最初に開催される日から2022年3月31日までとする。ただし、2022年度に本フォーラムが継続して設置される場合は、2022年度に本フォーラムが最初に開催される日の前日までとする。委員の変更があった場合、新たな委員の任期は残余の期間とする。

### （定足数）

第4条 本フォーラムは、委員の半数以上の出席をもって成立する。

2 教育関係委員又は権利者委員は、代理する者を指名し、出席させることができる。

(座長及び副座長)

第5条 本フォーラムに座長及び副座長を置く。

2 座長は、第1回会合に出席する委員の互選により有識者委員から1名を選出する。

3 座長は、本フォーラムの目的に則し、議事を進行する。

4 副座長は、教育関係委員から1名、権利者委員から1名を第1回会合において互選により選出する。

5 副座長は、座長を補佐する。

(陪席等)

第6条 教育関係委員又は権利者委員が代表する又はその推薦母体となっている教育関係団体及び権利者団体は、1団体につき原則2名以内に限り、事前に事務局に申し込むことにより、本フォーラムに陪席させることができる。

2 第1項の団体以外の教育関係団体又は権利者団体が、その団体を代表又は代理する者にオブザーバーとして本フォーラムを傍聴させることを希望する際は座長に申し出ることとし、座長は、会議場、設備等の状況を考慮して、傍聴を許可するように努める。

3 座長は、陪席する者に発言を求めることができる。

4 本フォーラムでは、必要に応じて、委員以外の者からヒアリングを行うことができる。

5 本フォーラムには、文部科学省及び文化庁等の各省庁等の職員が出席することができる。

(専門ワーキング・グループの設置)

第7条 本フォーラムは、必要に応じ、専門ワーキング・グループを設置することができる。

2 座長は、専門ワーキング・グループの委員を指名する。

3 座長は、専門ワーキング・グループの委員の中から、主査1名と幹事2名を指名する。座長は、主査、幹事を含む専門ワーキング・グループの委員名を、本フォーラムに報告する。

4 主査は、専門ワーキング・グループの運営を掌理し、幹事は主査を補佐する。

5 専門ワーキング・グループでは、必要に応じて、専門ワーキング・グループの委員以外の者からヒアリングを行うことができる。

- 6 主査は、専門ワーキング・グループの検討結果を本フォーラムに報告するものとする。

(検討スケジュール)

第8条 本フォーラムは年に数回、専門ワーキング・グループは1カ月～2カ月に1回程度、それぞれ2時間程度を目安に開催する。

(議事概要等の作成・公開)

第9条 本フォーラムの記録として議事概要を作成し、インターネットを利用して公表する。

- 2 本フォーラムの配付資料については、原則公開する。ただし、公開することが妥当ではない相応の理由があるときは、座長の判断により会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 専門ワーキング・グループは議事の要点（議事における専門ワーキング・グループの委員の意見、見解をまとめたもの）を作成してインターネットを利用して公表する。
- 4 専門ワーキング・グループによる検討結果は、本フォーラムが公開する。

(事務局・費用負担)

第10条 本フォーラム及び専門ワーキング・グループの事務局は、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）が担う。

- 2 本フォーラム及び専門ワーキング・グループの開催に要する費用のうち、教育関係者委員及び権利者委員、又はそれぞれの委員を代理する者の本フォーラムへの出席に係る費用は、各団体が負担するものとし、それ以外の費用（会場借上費、設備費、有識者委員の旅費等）はSARTRASが負担することを原則とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本フォーラム及び専門ワーキング・グループに関し必要な事項は、本フォーラムで定める。

(適用)

第12条 この要綱は、2021年6月24日から適用する。